



栃木県公報

平成 25 年
7月12日(金)
第2495号

目 次

告 示

- 木材業者登録簿の記載の変更..... 617
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 617
- 県営土地改良事業計画の決定..... 617

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... 618
- 栃木県自然環境保全地域の指定及びその保全計画の決定に関する公告..... 618
- 土地改良区役員の退就任..... 619
- 土地改良区連合役員の退就任..... 621

宇都宮市街地開発組合

- 宇都宮市街地開発組合議会臨時会の閉会..... 622

告 示

栃木県告示第406号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第9条の規定により、次のとおり登録簿の記載を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

平成25年 7月12日

栃木県知事 福 田 富 一

届 出 年 月 日	登録 番号	名 称 又 は 氏 名	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項	変 更 の 理 由
平成25年 5月29日	6190	江田 直功	大塚 操	江田 直功	氏名の変更

(林業振興課)

栃木県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成25年 7月12日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
塩 那 台 地 土 地 改 良 区	塩那台地地区土地改良（維持管理）事業	平成25年 6月27日

栃木県告示第408号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年 7月12日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営小白井用水地区土地改良 (農業用排水施設) 事業	平成25年 7月16日から 同年 8月12日まで	平成25年 8月27日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成25年 7月12日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成25年 6月25日	特定非営利活動法人エンディングサポート大日会	添野 英知	栃木県宇都宮市上戸祭 3丁目1番2号	この法人は、身寄りのない人・生活保護受給者・生活困窮者・施設入所者等の人々に対し、生前・死後のサポート、心のケア及び葬儀全般に関する事業を行い、社会的弱者の人権擁護を図るとともに、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成25年 8月26日

(県民文化課)

○栃木県自然環境保全地域の指定及びその保全計画の決定に関する公告

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定するとともに、同条例第13条第1項の規定に基づきその保全計画を決定したいので、自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則（昭和49年栃木県規則第15号）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、栃木県自然環境保全地域の指定案及びその保全計画案については、平成25年7月12日から同月26日まで栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供するので、当該地域の区域に係る住民及び利害関係人で意見を述べようとするものは、縦覧に供された案について縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年 7月12日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県自然環境保全地域の指定案及び保全計画の案の概要

1 保全区域の指定案

名 称	位 置	区 域	面 積	主要保全対象

鬼怒川中流域自然環境保全地域	宇都宮市及びさくら市	宇都宮市上小倉町字関谷河原4番の一部及び5番 宇都宮市下小倉町字関谷河原3587番及び3587番地先河川敷 宇都宮市下小倉町字関谷河原3556番、3557番及び3557番地先河川敷並びにさくら市向河原4103番、4128番の一部及び4128番地先河川敷	54ha	カワラノギク群落、シルビアシジミ等の礫質河原特有の野生動植物の生息又は生育地
----------------	------------	--	------	--

2 保全計画の案の概要

名 称	保全すべき優れた自然の特質及び保全に関する基本的事項	保全を図るべき区域の指定	土地所有別面積			保護すべき野生動植物の種類
			国有地	公有地	民有地	
鬼怒川中流域自然環境保全地域	<p>自然の特質</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本地域は、鬼怒川の中流域に当たり、上流域からの土砂供給や堆積が盛んで、砂礫の豊富な河原が広がる平地流となっている。 ○ 本地域には、礫質河原特有のカワラノギク群落やミヤコグサ・オキナグサ群落が広がり、ムラサキセンブリ、アキノハハコグサ等の希少な植物が生育している。 <p>また、河原の植物を食草とするシルビアシジミ、ツماغロキチョウ、砂礫地を生息地とするウスバカマキリ等の昆虫類が生息している。</p> <p>このように、本地域は、礫質の河原に特有の野生動植物の生息・生育地として、優れた自然環境を形成している。</p> <p>保全に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鬼怒川中流域のうち、東北新幹線鬼怒川橋梁右岸、氏家大橋上流右岸及び氏家大橋左岸の3区域を特別地区に指定し、自然環境の保全及び緑化に関する条例第15条第4項各号に掲げる行為について規制を行うとともに、当該3区域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第16条第3項の規定による規制を行う。 ○ 保全施設については、管理上必要となる標識等を設置する。 	全域を特別地区及び野生動植物保護地区とする。	54ha	-	-	<p>(植物)</p> <p>オキナグサ、ムラサキセンブリ、アキノハハコグサ、ヒロハノカワラサイコ、カワラノギク、エビネ、カワラニガナ、ミヤコグサ</p> <p>(動物)</p> <p>ツチガエル、フタモンマルクビゴミムシ、アオモンイトトンボ、ウスバカマキリ、コオイムシ、カワラゴミムシ、シルビアシジミ、ミヤマシジミ、ツماغロキチョウ</p>

(自然環境課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年7月12日

栃木県知事 福田 富 一

土 地 改 良 区 名	役 職 名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日	
口 栗 野 土 地 改 良 区	理 事	大 森 時 亥		鹿 沼 市 口 栗 野 761	25. 3 .31		
	〃	古 澤 厚		〃 〃 175	〃		
	〃	矢 野 充 雄		〃 〃 2349	〃		
	〃	野 澤 茂 雄		〃 〃 1792	〃		
	〃	大 出 克 己		〃 〃 1927- 1	〃		
	〃	小 島 秀 雄		〃 〃 2688	〃		
	〃	浅 野 喜 久 治	浅 野 喜 久 治	〃 〃 850	〃	25. 4 . 1	
	〃	松 本 安 雄	松 本 安 雄	〃 〃 1648	〃	〃	
	〃	戸 坂 一 郎	戸 坂 一 郎	〃 〃 742	〃	〃	
	〃	廣 田 功	廣 田 功	〃 〃 310	〃	〃	
	〃	高 橋 志 津 雄	高 橋 志 津 雄	〃 〃 748	〃	〃	
	〃		山 野 井 敏 夫	〃 〃 1276- 3		〃	
	〃		渡 辺 忠 一	〃 〃 629- 3		〃	
	〃		関 口 守 一	〃 〃 1982- 2		〃	
	〃		神 山 栄 一	〃 〃 2306		〃	
	〃		根 本 和 明	〃 〃 2729		〃	
	〃		広 田 和 昭	〃 〃 180		〃	
	監 事	福 田 和 由		〃 〃 3153- 1	25. 3 .31		
		〃	松 本 幹 雄		〃 〃 1722- 2	〃	
		〃	廣 田 保		〃 〃 340	〃	
〃			野 澤 茂 雄	〃 〃 1792		25. 4 . 1	
〃			大 出 克 己	〃 〃 1927- 1		〃	
〃			大 貫 肇	〃 〃 304		〃	
永 野 土 地 改 良 区		理 事	伴 正 好		鹿 沼 市 下 永 野 1298- 1	25. 3 .31	
	〃	池 澤 雄 治		〃 上 永 野 435	〃		
	〃	野 辺 忠		〃 下 永 野 155- 1	〃		
	〃	大 川 順 一		〃 〃 1000	〃		
	〃	萩 原 春 男		〃 上 永 野 736	〃		
	〃	高 田 宏 一		〃 〃 1775- 2	〃		
	〃	片 山 茂 吉	片 山 茂 吉	〃 〃 517- 1	〃	25. 4 . 1	
	〃	大 森 由 久	大 森 由 久	〃 下 永 野 600- 1	〃	〃	
	〃	茅 原 清 一	茅 原 清 一	〃 上 永 野 994		〃	
	〃		黒 田 知 成	〃 下 永 野 177		〃	
	〃		関 口 年 弘	〃 〃 1088		〃	
	〃		池 澤 達 夫	〃 〃 31		〃	

	理 事		山中 耕作	鹿沼市上永野1876- 1		25. 4 . 1	
	〃		小出 吉	〃 下永野1331		〃	
	〃		大塚 保雄	〃 上永野445		〃	
	監 事	茅原 武彦		〃 〃 534	25. 3 .31		
	〃	小太刀良男		〃 下永野614	〃		
	〃	田村 忠男		〃 上永野35	〃		
	〃		廣瀬 光行	〃 〃 811		25. 4 . 1	
	〃		関口 才一	〃 下永野881		〃	
	〃		出口 功	〃 上永野300		〃	
思 川 土 地 改 良 区	理 事	白石 賢一		鹿沼市下粕尾1436- 3	25. 3 .31		
	〃	河内 延安		〃 〃 459- 4	〃		
	〃	黒子 功		〃 〃 1443	〃		
	〃	金子 好一		〃 中粕尾394	〃		
	〃	小太刀俊晴		〃 下粕尾1360	〃		
	〃	大塚 亮		〃 〃 918	〃		
	〃	大山 四郎		〃 〃 528	〃		
	〃	春山 喜市	春山 喜市	〃 中粕尾18	〃	25. 4 . 1	
	〃	金子 重博	金子 重博	〃 〃 363- 1	〃	〃	
	〃	田中 茂	田中 茂	〃 粕木174	〃	〃	
	〃	根本 英一	根本 英一	〃 下粕尾146	〃	〃	
	〃		小太刀 仁	〃 〃 1543		〃	
	〃		福田 輝夫	〃 〃 1190		〃	
	〃		大塚 忠夫	〃 〃 725		〃	
	〃		高田 浩	〃 〃 513- 2		〃	
	〃		下妻 定之	〃 〃 554		〃	
	〃		大塚 茂	〃 〃 1460		〃	
	〃		杉江 祐子	〃 〃 784		〃	
		監 事	岡本 守		〃 〃 355	25. 3 .31	
		〃	石井 卓也		〃 〃 1632	〃	
	〃	河内 玲子		〃 〃 629	〃		
	〃		鈴木 忠一	〃 〃 1329		25. 4 . 1	
	〃		金子 好一	〃 中粕尾394		〃	
	〃		黒川 文雄	〃 下粕尾369		〃	

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年 7月12日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原 土地改良区 連 合	理 事	菊地 敬治		那須塩原市末広町53-2	24. 5 .20	
	〃	猪瀬 清		〃 上赤田310	〃	
	〃	小林 憲治		〃 二区町372	〃	
	〃	熊倉 憲男		〃 遅野沢790	25. 3 .31	
	〃		秋元 利男	〃 共墾社66-58		25. 3 .24
	〃		木下 健	〃 東三島 3 -41		〃
	〃		木下 巖	〃 三区町621		〃
	〃		君島 圭一	〃 関谷696		25. 4 . 1

(農地整備課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第3号

平成25年 7月 2日招集した第217回宇都宮市街地開発組合議会臨時会は、7月 2日閉会した。

付議事件は、次のとおりである。

平成25年 7月12日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福 田 富 一

- 選 挙 1 議長の選挙について
- 2 副議長の選挙について
- 3 監査委員の互選について